

# 2月16日(金)～3月15日(木) 確定申告・町民税申告のご案内

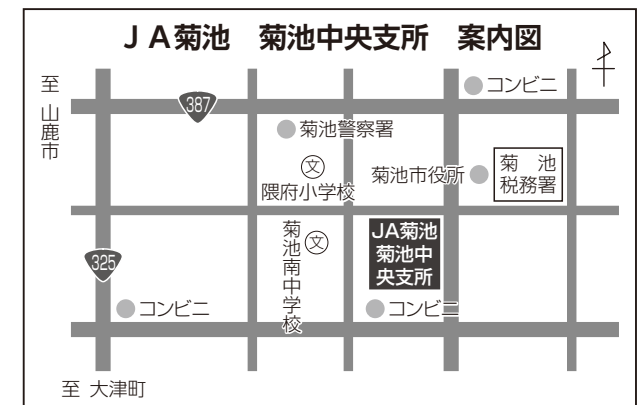
確定申告や町民税の申告は、平成30年度の町民税や国民健康保険税などの算定の基礎となります。申告がなかった場合には国民健康保険税の軽減判定ができなかったり、所得証明などの発行ができなくなります。  
2月16日(金)から申告相談会が開催されますのでお早めの申告をお願いします。

- 問い合わせ  
町民税申告に関すること 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117  
確定申告(所得税)に関すること 菊池税務署 ☎0968(25)2121

## 確定申告(所得税)

- ▶期間 2月16日(金)～3月15日(木)  
※土・日は休みです
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場 J A 菊池 菊池中央支所 2階会議室  
(菊池市隈府852番地)

青色申告、土地・建物・株式など譲渡所得の申告、山林所得、配当・FX取引・先物取引などの所得の申告、過年度分の修正申告・更正請求、また、消費税・贈与税・相続税の申告はこちらで行ってください。駐車場は菊池税務署駐車場をご利用ください。



## 雑損控除がある人の申告

雑損控除の申告がある人は、先行相談会で申告を行ってください。

- ▶期間 2月1日(木)～2月15日(木)
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場① J A 菊池 菊池中央支所(菊池市隈府852)
- ▶会場② 火の国ハイツ(熊本市東区石原2丁目2-28)

## 休日の申告相談

- ▶期日 2月18日(日)、25日(日)
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場① 熊本西税務署(熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟)
- ▶会場② 火の国ハイツ

## 南九州税理士会菊池支部の確定申告無料相談

- ▶期間 2月2日(金)～2月14日(水)  
※土・日・祝日(振替休日)を除く
- ▶時間 午前9時～午後4時
- ▶会場 J A 菊池 菊池中央支所 2階会議室

## 町民税(国民健康保険税)申告

### 今年の相談会場は 町民交流施設(オークスプラザ)です

- ▶期間 2月16日(金)～3月15日(木)  
※土・日は休みです
- ▶時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後3時
- ▶会場 町民交流施設(オークスプラザ)1階 研修室

会場の混雑を避けるため小学校区ごとに日程を指定しています。また、1,000万円を超えない農業収入のある人(青色申告不可)は校区にかかわらず3月8日(木)～12日(月)にお越しください。

国民健康保険に加入している人が申告しない場合は、保険税の軽減判定ができません。町内居住家族の「税の扶養」に入っている人を除き申告をお願いします。

※相談者が多いときは早めに受付を終了する場合や、申告の内容によっては菊池税務署(火の国ハイツ)をご案内する場合があります。予めご了承ください。

### ◆町民税の申告をしなくてよい人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与以外に収入がなく年末調整が済んでいる人
- 公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下(65歳以上は148万円以下)の人

日付	対象小学校区	日付	対象小学校区
2月16日(金)	美咲野小	3月2日(金)	室小
19日(月)	美咲野小	5日(月)	大津南小・大津東小
20日(火)	美咲野小	6日(火)	大津南小・大津東小
21日(水)	大津小	7日(水)	大津南小・大津東小
22日(木)	大津小	8日(木)	農業所得のある人
23日(金)	大津小	9日(金)	農業所得のある人
26日(月)	大津小	12日(月)	農業所得のある人
27日(火)	室小	13日(火)	大津北小・護川小
28日(水)	室小	14日(水)	大津北小・護川小
3月1日(木)	室小	15日(木)	大津北小・護川小

### 年金受給者の人の先行相談会

年金収入のある人で、医療費控除や扶養控除などを申告される人の申告書作成会を先行実施します。お住まいの小学校区を確認してご来場ください。

日付	時間・会場	対象小学校区
2月7日(水)	午前9時～11時	大津南小・美咲野小
2月8日(木)	午後1時～3時 町民交流施設(オークスプラザ)	大津小・大津東小
2月9日(金)	1階特設会場	室小・護川小・大津北小

## り災証明の取得が遅れ平成28年分の申告で地震による損失を申告していない場合

平成28年10月中旬以降にり災証明を取得された人で、平成28年分の確定申告で雑損控除を申告していない場合は、雑損控除を申告できる場合があります。特に「全壊」「大規模半壊」「半壊」のり災証明が発行された人で、損失額が大きい場合は、その損失を翌年以降に繰り越せる場合がありますので、該当する人は役場税務課住民税係まで問い合わせてください。

なお、受け取った地震保険や所得の状況によっては、該当にならない場合がありますので予めご了承ください。

## り災証明が「半壊・大規模半壊」の人が平成29年中に住宅を公費解体した場合

り災証明が「半壊」「大規模半壊」で、平成28年分の確定申告で作成した「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」右下の被害割合が50%の人で、平成29年中に住宅を公費解体した場合には、被害割合を100%と計算することで損失額が増加する場合があります。該当する人は、①平成28年分の確定申告書の控え ②解体証明書 を準備され税務署が開設する先行相談会(2月1日～2月15日)で申告を行ってください。

## 医療費控除がある人は

平成29年分の確定申告から、加入している健康保険から送られてくる「医療費のお知らせ」を添付することにより、領収書の添付又は提示が不要となります。

なお、「医療費のお知らせ」を紛失された人や「医療費のお知らせ」に記載されたもの以外の医療費がある人は、従来どおり領収書による申告となりますが、平成29年分の申告から「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページでダウンロードできるほか、役場税務課窓口にも準備していますので、申告までに作成をお願いします。

## 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組み(※1)を行う人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※2)を支払った場合には、通常の医療費控除との選択によりセルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができますが、「セルフメディケーション税制の明細書」を作成する必要があります。「セルフメディケーション税制の明細書」は、国税庁ホームページでダウンロードできるほか、役場税務課窓口にも準備していますので、申告までに作成をお願いします。

※1 次に掲げる取り組みのことで、申告の際には取り組みを行ったことを証明する書類の提示が必要です。

- インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症など)の領収書または予防接種済証
- 町のがん検診の領収書または結果通知書
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知書(「定期健康診断」という名称または「勤務先(会社名)名称」が記載されている必要があります)
- 特定健康審査の領収書または結果通知書(「特定健康診査」という名称または「保険者名(加入中の健保組合などの名称)」が記載されている必要があります)
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書または結果通知書(「勤務先(会社名)名称」「保険者名(加入中の健保組合などの名称)」が記載されている必要があります)

※2 薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)です。薬局などの領収書に控除の対象であることが記載されています。購入金額が12,000円を超えている必要があります。

## 障害者控除対象者認定書

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者で、介護保険による要介護・要支援認定情報によっては障害者控除対象者認定書が交付される場合があります。この認定書によって確定申告または町民税申告の際に障害者控除を受けることができます。

なお、寝たきり度・認知度により判定を行ないますので、要介護認定を受けている場合でも該当とならない場合があります。予めご了承ください。

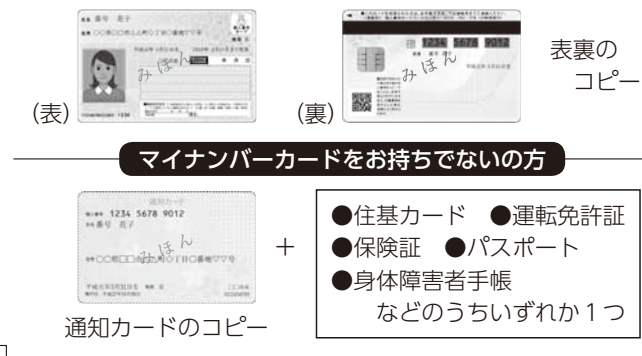
- 問い合わせ 役場介護保険課 ☎096(293)3511

## 申告にはマイナンバーの両面コピーが必要です

申告の際は、本人および扶養親族のマイナンバーカードの両面コピー(マイナンバーカードをお持ちでない人は通知カードのコピーと免許証などの身元確認書類)を申告会場にお持ちください。マイナンバーカードの発行は地方公共団体情報システム機構が行っています。マイナンバーに関するお問い合わせは次のフリーダイヤルをご利用ください。

- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(本人・扶養親族確認書類)



## 農業・営業・不動産所得がある人は

農業所得や営業所得、不動産所得がある人は、平成29年中の収入金額と必要経費をまとめた「収支計算書」を自身で作成し、申告相談会場に持参してください。

「収支計算書」を持参しない場合は、申告相談をお断りする場合があります。待ち時間の少ない円滑な相談事務のために予めご了承ください。

なお、簡易な収支計算書(表計算)を町ホームページに掲載していますのでぜひご利用ください。

## 町民税申告相談をお断りする申告

以下の申告については、町の申告会場では対応できませんので、オークス会場にお越しいただいても申告をお断りさせていただきます。所得税の申告相談(菊池市)で申告を行ってください。

- ア)青色申告、消費税、贈与税、相続税の申告
- イ)譲渡所得(土地・建物・株式)の申告
- ウ)山林所得の申告
- エ)配当、FX取引、先物取引などの所得がある場合の申告
- オ)過年分(平成28年分以前)の修正申告、更正の請求